

# 障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成27年度予算額145億円（平成26年度予算額131億円）

就学前

（早期支援）

○早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円（335百万円）

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。  
40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置



（教職員の専門性向上）

○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 292百万円（140百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。

- ◆指導者養成講習会等の実施（拡充） 15箇所→27箇所 ◆免許状取得促進セミナーの開催（新規） 8箇所
- ◆ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備（新規）（特総研）



学校教育

（発達障害にかかる支援）

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円（586百万円）

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 71百万円

発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の1つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実を図る。 15箇所

- ◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
- ◆発達障害理解推進拠点事業 30箇所 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 7大学



（インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進）

○インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 831百万円（989百万円）

◆【新規】学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進 147百万円

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所

- ◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 ◆特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 ◆看護師配置事業等



自立と社会参加

（学習上の支援及び教材の開発）

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 497百万円（584百万円）

- ◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業
- ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



（高等学校段階における支援）

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 388百万円（449百万円）

- ◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置
- ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



（就学の支援）

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 11,583百万円（10,151百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。  
◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直し）の学年進行対応

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 100人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率：1/3等

# インクルーシブ教育システム構築事業

(平成26年度予算額 1,324百万円)  
平成27年度予算額 1,167百万円

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、引き続き医療的ケアのための看護師配置等を行う。

## 就学期以前

## 小・中学校

## 高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築  
(40地域・早期支援コーディネーター約120人の配置)

・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。

市町村



早期支援コーディネーター  
〈実践イメージ〉

- 早期からの情報提供
- 相談会の実施
- 就学移行期等の支援

都道府県

- 連携協議会の開催
- 専門的な助言、研修



保護者・子供



円滑な就学

◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業  
(60地域・合理的配慮協力員約70人の配置)

- 幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実に関する拠点地域・学校における調査研究(35地域)
- ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
- ・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)を活用する形で追求する。

取組の収集・蓄積

◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)(運営費交付金に計上)  
・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。

◆「合理的配慮」普及推進セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)

- ・教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進(25箇所)【新規】

- ・障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

◆就学奨励費の支給対象拡大  
(特別支援教育就学奨励費負担等に計上)

- ・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。

◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)

- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。(1/3補助)

◆特別支援学校機能強化モデル事業  
(25地域・ST,OT,PT,心理学の専門家等約500人の配置)

- ・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家(ST,OT,PT,心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。
- ・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

# 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

(平成26年度予算額 14百万円)  
平成27年度予算額 56百万円

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる様にするためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

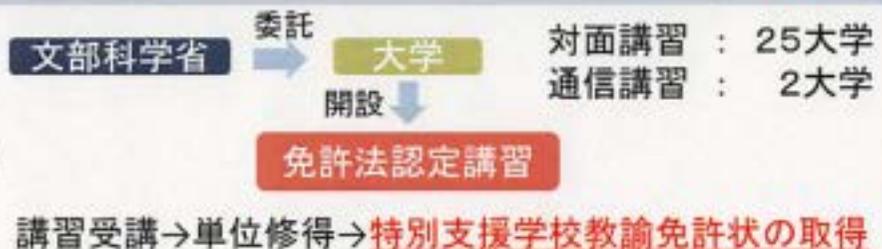
今後の学制等の在り方について（第5次提言）  
（平成26年7月教育再生実行会議）

教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は**必須化も視野に入れ**、特別支援学校免許状の取得を促進する。

## 1. 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

拡充

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。  
そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を大学に委託、受講機会の拡大を図る。



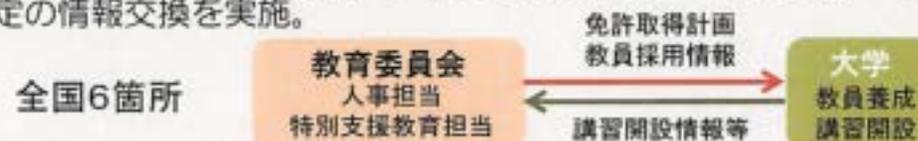
## 2. 自立と社会参加に向けた特別支援教育理解啓発会議の開催

就学期にある障害のある子供の保護者等を対象に、就学制度や特別支援教育について理解を深めることを目的として、講演や体験談の発表、意見交換などの理解啓発会議を実施。

## 3. 特別支援学校教諭免許状取得促進セミナーの開催

新規

教育委員会や、大学を対象とした講演や意見交換を行い、特別支援学校教諭免許状の取得計画や、免許法認定講習の開設時期・科目設定の情報交換を実施。



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

**インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進**

# 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成27年度予算額 452百万円(平成26年度予算額 438百万円)

## 背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5% (推定値) 程度** の割合で在籍している (平成24年12月文部科学省調査)。
- ② これらの児童生徒以外にも、**困難があり教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。**
- ③ また、低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要。**
- ④ さらに、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる事が重要。**

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



## ◎ 発達障害早期支援研究事業 381百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不応対を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、5大学 (発達障害支援アドバイザー約80人配置)

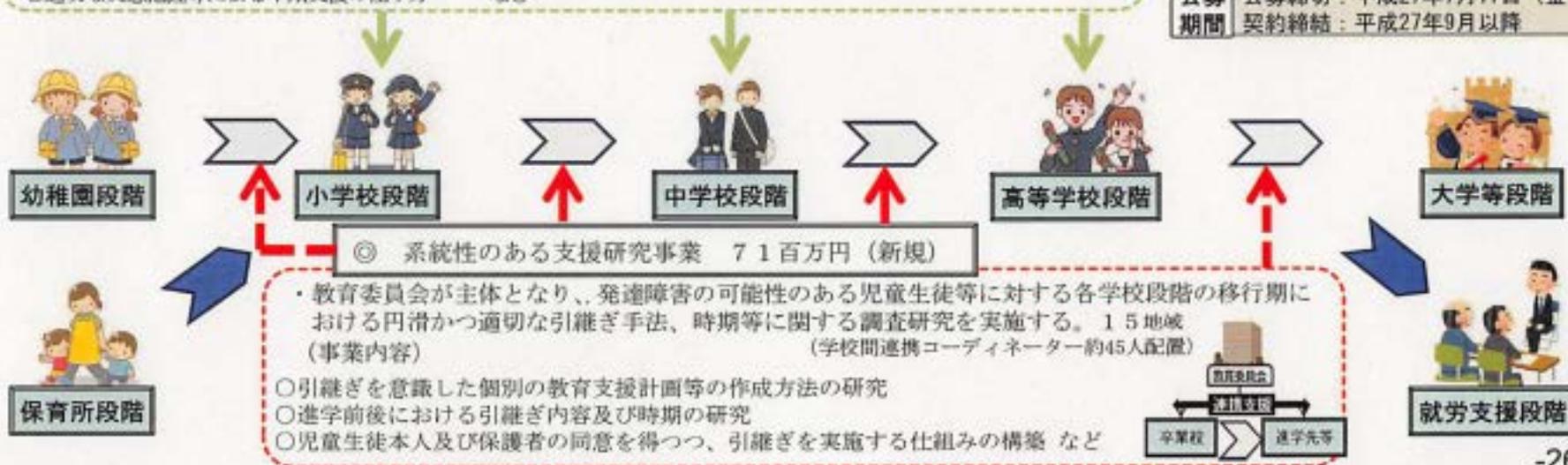
- (事業内容)
- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
  - 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
  - 適切な実態把握等による早期支援の在り方 など

## < 2次公募の実施 >

系統性のある支援研究事業について2次公募を実施。

対象 〇都道府県及び指定都市教育委員会  
 団体 〇市(特別区を含む)町村教育委員会

公募期間 公募締切：平成27年7月17日(金)  
 契約締結：平成27年9月以降



## 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

### ②発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成27年度予算額 134百万円(平成26年度予算額 147百万円)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。

発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。

そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

#### ◎ 発達障害理解推進拠点事業

51百万円



- ・教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を深める。また、保護者等への十分な理解を深めるための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。さらに、その成果普及のためのセミナー等の開催や、教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成を行う。

30地域

#### (事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
  - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
  - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
- 教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成 など



#### ◎ 教職員育成プログラム開発事業

83百万円

- ・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。

7大学

#### (事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



# 学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成27年度予算額360百万円（平成26年度予算額387百万円）

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発。国が企業等での支援機器等教材の開発費を支援することにより、利用者が入手しやすい価格での製品化を目指す。

また、学校において、活用が十分に進んでいない支援機器等教材について、適切な支援機器等教材を用いた指導方法の開発のための実践研究を行い、その活用・普及を図る。

## 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発



### 支援機器等教材の開発

開発件数：9件

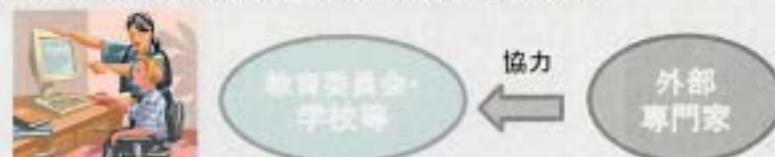
9障害種：視覚障害、聴覚・言語障害、知的障害、  
肢体不自由、病弱、自閉症、  
情緒障害、LD・ADHD、重複障害等



障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の普及

## 支援機器等教材を活用した指導方法充実事業

学校において、ICTなどに関する外部専門家の支援を受けつつ、支援機器等教材を活用した指導方法に関する実践的な研究を実施



支援機器等教材を活用した  
指導方法の研究・普及

対象地域：3地域・大学



支援機器等教材を活用した実践的な指導方法の普及

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

(独)国立特別支援教育総合研究所

# 特別支援教育教材ポータルサイト(支援教材ポータル)

<http://kyozai.nise.go.jp/>

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトです。(H27.3~)



「教材・支援機器」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「実践事例」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「教材・支援機器」と「実践事例」が相互に参照できます。

## 普及活動

### 展示会の開催

- 支援機器等教材の教育現場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催。



### 研修会の実施

- 各都道府県の指導者層を対象に支援機器等教材を活用した実践研修を実施



① キャリア教育・就労支援等の充実事業 平成27年度予算額 274百万円（平成26年度予算額 319百万円）

特別支援学校高等部の就職率(28.4%)の一層の向上に向けた取組が必要

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

→ 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実

→ 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改

→ 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育) 善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

モデル校の改善プランの検討・評価

特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校)の改善プランの検討、評価。

教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

技能検定等の開発

生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるよう技能検定等を開発・実施。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

※平成26年3月31日 一部改正

## 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

② 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 平成27年度予算額 110百万円（平成26年度予算額 129百万円）

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

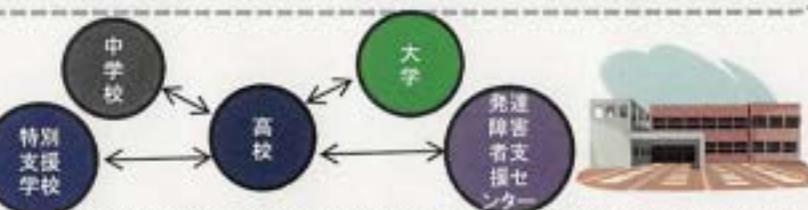
### 文部科学省

指定

【25地域（1地域当たり高校1校程度）】

【3カ年の研究指定】

- 1年目：教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目：教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目：2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



◎対象：言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、聴覚者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

#### ① 運営協議会の設置

##### ネットワークの構築

・高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。

##### 生徒の実態把握

・中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。

##### 必要な教育内容の検討

・生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

#### 個別の教育支援計画・指導計画の作成

#### ② 障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用（学校教育法施行規則第八十五条）

##### 自立活動の指導

・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。

##### 教科・科目の補充指導

・障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。

##### 自立活動等担当教員

・自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1～8単位程度

#### ③ 個々の能力・才能を伸ばす指導

##### 一斉授業の改善工夫

・障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。

##### 能力・才能を伸ばす重点指導

・障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

#### 外部人材等の活用

・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導  
・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

### 高等学校における特別支援教育の充実

自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服

（例）クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。

→自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善



一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす

（例）読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。

→文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善（理解しやすい授業づくり）や、数学重点コースの設置など



# ○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成27年度予算額 11,583百万円（平成26年度予算額 10,151百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 6,318百万円（6,133百万円）
  - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 4,706百万円（3,510百万円）
  - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 公私立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 559百万円（508百万円）
  - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



## 教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

(平成27年度 義務教育費国庫負担金予算)

### 《義務教育費国庫負担金》

平成27年度予算案 1兆5,284億円(対前年度 ▲38億円)  
(参考)復興特別会計 22億円(前年同)

・教職員定数の増	+19億円( +900人)
・少子化等に伴う教職員定数の減	▲86億円(▲4,000人)
・教職員の若返り等による給与減	▲61億円
・人事院勧告の反映による給与改定	+90億円

1. 従来の暗記中心の受け身型一斉授業から、子供達が双方向に対話し学び合いながら主体的に考え探究する力を育てる**課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換を推進**
2. 教員が授業に一層専念できるよう、学校に**多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力を最大化**
3. **教育格差の解消**や**特別支援教育等の充実**
4. **統合校への支援**や**過疎地の小規模校への支援**

### 教職員定数の改善

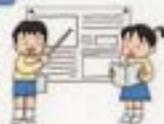
平成27年度加配定数:約64,200人 (特別支援教育対応:6,276人)



#### 《新たな定数措置900人の内訳》

#### 1. 授業革新等による教育の質の向上 200人

- ① 課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進 100人
- ② 小学校における専科指導の充実等 100人



#### 2. チーム学校の推進 230人

- ① 学校マネジメント機能の強化(主幹教諭、事務職員の拡充) 100人
- ② 専門人材の配置充実(学校司書、ICT専門職員等) 100人
- ③ 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 30人



#### 3. 個別の教育課題への対応 250人

- ① 家庭環境や地域間格差など教育格差の解消 100人
- ② **特別支援教育の充実** 100人
- ③ いじめ等の問題行動への対応 50人



#### 4. 学校規模の適正化への支援 220人

- ① 統合校への支援(統合前1年～統合後2年) 200人
- ② 過疎地の小規模校への支援 20人

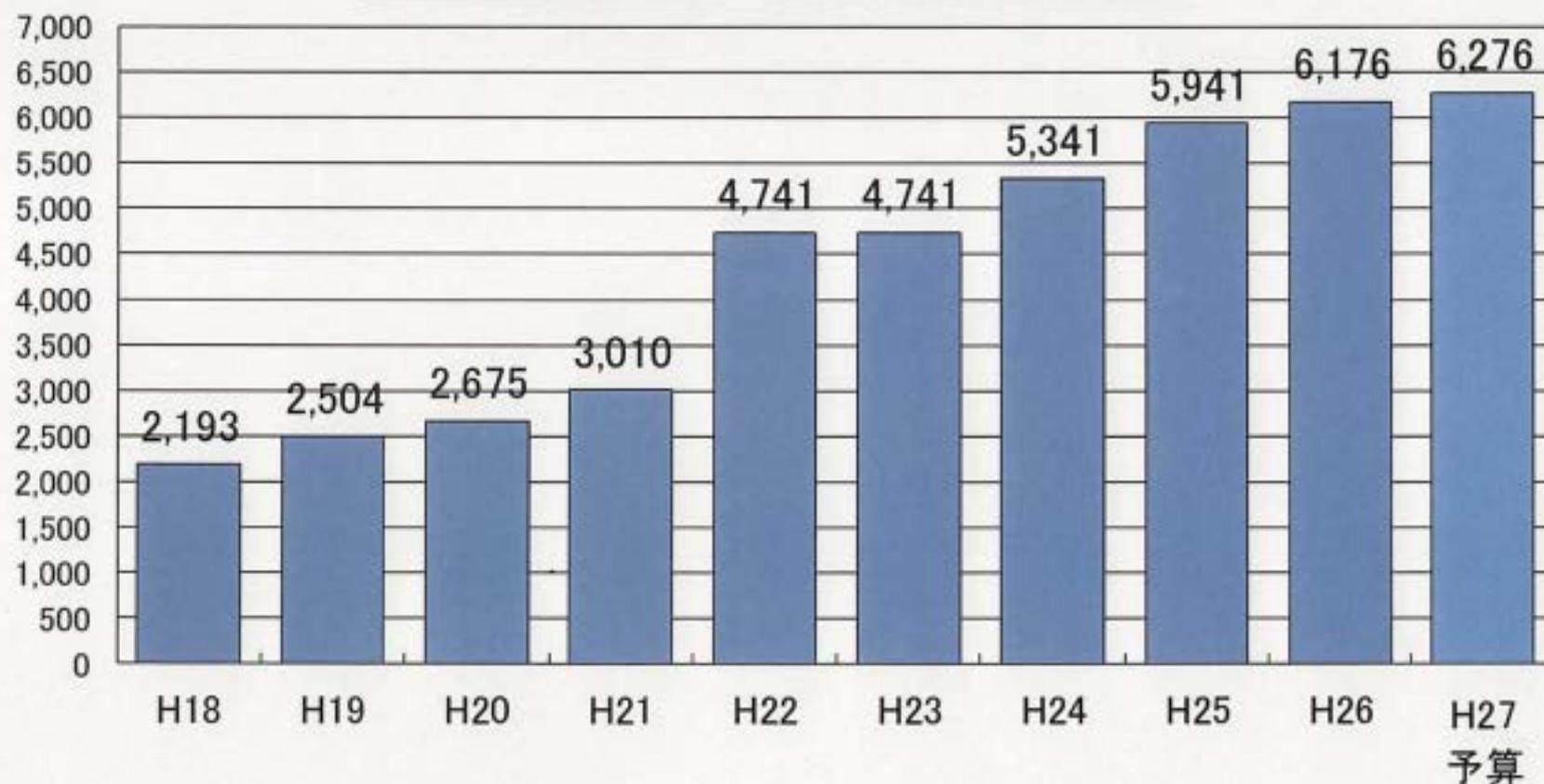


(参考)被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

## 特別支援教育対応の教職員加配定数の推移

○ 平成27年度予算における特別支援教育対応の加配定数は、6,276人

特別支援教育対応の教職員加配定数の推移



# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費：約569億円)	46,300人 (事業費：約530億円)

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

## 平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置

### 背景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。

今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。

### 対応

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」  
〈平成24年度から33年度までの10年間〉

#### 年次計画額

単年度措置額（普通交付税）約800億円（10カ年総額 約8,000億円）  
（小学校：約500億円、中学校：約260億円、特別支援学校：約40億円）

#### 積算内容

- 「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。
  - （1）既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
  - （2）新学習指導要領に対応するため、外国語活動（小学校）、武道の必修化（中学校）及び和楽器整備等（中学校）の整備に必要な経費
  - （3）特別支援教育の指導に必要な経費
  - （4）少額理科教材（理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの）
  - （5）技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等